

スケジュール専門委員会規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ハンドボール協会（以下「本協会」という）定款第9章第47条2項に基づき、の国内で開催される大会及び事業の開催日程の調整を目的として、競技本部内に、スケジュール専門委員会（以下「本委員会」という）を設置する。

(業務)

第2条 本委員会の業務範囲は、開催年度にかかわらず、国際大会、国内大会の日程を調査し、本協会主催、及び、加盟団体主催の全国大会の開催期間を調整すること。

(構成)

第3条 本委員会の委員長は大会運営担当常務理事とし、その議長となる。

2 本委員会の委員は、本協会委員会規程に基づき、委員長が推薦し、理事会の承認をもって決定する。

3 本委員会の会議は、議長の招集によって開催される。委員、加盟団体が会議の招集を議長に要請することができ、その際、議長が開催を必要と判断した場合は、早急に開催しなければならない。

(報告義務)

第4条 本委員会にて、大会、事業の変更が行われた場合は、理事会へ報告しなければならない。

(会計)

第5条 本委員会の予算、決算は、競技本部内で予算をあてる。

(任期)

第6条 委員の任期は、本協会の役員の任期と同一とする。

2 委員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(改廃)

第7条 本規程の改廃については、理事会の決議より行う

附則

本規程は、平成16年6月5日より施行する
令和4年4月1日一部改正